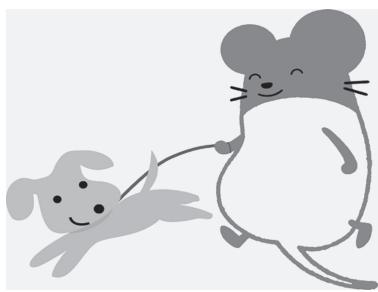


犬・猫の
飼い主さんへ



責任を持って「しつけ」をしましょー

犬・猫などのペットは、私たちの生活に潤いと安らぎをもたらしてくれます。その一方で、ペットの鳴き声などによる近隣とのトラブルやファンの

処理に対する苦情なども多く寄せられています。

飼い主の皆さんは、責任を持つしつけをし、人と動物が安心して暮らせるようにしましょう。

狂犬病予防のために

狂犬病は、世界の広い地域で発生している、人と動物に共通した病気です。日本においても、平成18年にフィリピンで犬に咬まれ、帰国後発症し死亡した事例が発生しています。

狂犬病は、感染後、発症するまで治療することができんが、飼犬に予防注射をすることで発症を予防することができます。飼犬を狂犬病から守ることはもちろん、飼い主自身や家族、近隣の住人や他の動物への感染を予防できます。

犬の登録と狂犬病予防 注射は済んでいますか

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬には、飼犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられており、室内で飼つている犬についても登録と注射が必要です。

これらの手続きが済んでいない飼い主は、20万円以下の罰金に処せられる場合がありますので、今年度まだ注射を受けていない犬には、必ず早めに受けさせましょう。

また、飼犬の登録は住民環境課や町内・千曲市の動物病院で受け付けています。(登録手数料3,000円が必要です。)※交付された鑑札と狂犬病予防注射済票は犬に着けておきましょう。

犬と猫のマイクロチップ 情報の登録について

動物愛護管理法(動物の愛護及び管理に関する法律)の改正により、令和4年6月1日から犬猫等販売業者が販売する犬猫に対して、マイクロチップ装着が義務化されました。ブリーダーやペットショップ等で購入した犬や猫にはマイクロチップが装着されており、飼い主による際に、ご自身の情報を変更する必要があります(変更登録)。

なお、一般の飼い主等の犬猫へのマイクロチップ装着は努力義務です。マイクロチップを装着した場合には、指定登録機関((公社)日本獣医師会)に犬の情報や所有者の情報を登録することが義務となります。また、既に登録されている情報に変更が生じた場合にも、登録情報の変更手続きが必要です。詳しくは、犬と猫のマイクロチップ情報登録のコールセンターへお問い合わせください。

合わせください。

☎ 03-6384-5320

(受付時間月～土曜日の午前9時～午後6時)

犬が死亡した時は

犬が死亡した時や犬の所有者、所在地などが変更になった時は、住民環境課に届け出をお願いします。また、葛尾組合では、犬・猫などのペットの火葬を行っています。

◎問い合わせ先 葛尾組合
☎ 82-23349

猫の適正な飼育と 「地域猫活動」について

猫は、病気や事故、怪我予防のため、屋内飼育に努めましょう。

また、飼い主のいない猫による被害の改善のためには、「地域猫活動」が有効です。「地域猫活動」とは、責任をもつてエサやトイレを管理する方が地域の生活環境を保ちつつ、不妊去勢手術を施して、一代限りの命を地域で見守る活動です。

◎問い合わせ先

住民環境課環境保全係
☎ 82-3111(内線125)

- ◆ 猫トイレを設置してしつける
- ◆ 不妊去勢手術を施して増えないようにする
- ◆ フンの片付けをするなど、地域の理解が得られるよう努める
- ◆ 町内では、助言や不妊去勢手術のための捕獲など、「地域猫活動」をサポートするボランティア団体が活動しています。
- ◆ 詳しくは住民環境課にお問い合わせください。

パンや尿は飼い主が責任をもって片付けましょう

道路・公園などの公共の場所や他人の土地などに犬や猫の糞や尿が放置される苦情が多数寄せられています。自宅の敷地内でフンをするようにしつけ、犬の散歩の際は、スコップ、袋、水を入れたペットボトルなどを持参し、他人の土地や公共の場所を汚さないようにしましょう。

